

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社TORICO
【英訳名】	TORICO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 拓郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南二丁目1番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 安藤拓郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的並びにその発生可能性の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的並びにその発生可能性の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは国内において、マンガを主とした書籍の販売及び関連グッズの販売を中心に事業活動を行っており、事業活動の成果を最も示す指標を売上高と認識し、これを選定指標として採用しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の結果が良好であることを踏まえ、各事業拠点の当連結会計年度計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高合計の概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関連する主要な勘定科目である「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に関する業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点に限らず、その他の事業拠点も含めた範囲において、重要な虚偽記載が発生する可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目である「契約負債」に関わる業務プロセス及び継続企業の前提に関する評価プロセス並びに暗号資産事業における自己保有暗号資産及び売上高に係るプロセス等も評価範囲に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。